

令和8年度 施設管理運営事業評価票(令和7年度実施分)

1 評価対象施設

公の施設の名称		宝塚市立文化芸術センター			
所在地		宝塚市武庫川町7番64号			
指定管 理者	団体名	公益財団法人宝塚市文化財団	指定期 間	開始日	令和7年4月1日
	所在地	宝塚市栄町2丁目1番1号		終了日	令和12年3月31日
選定方法		公募	評価実施年	指定期間5年のうち1年目	
施設設置目的		宝塚市民の文化芸術に関する基本条例に基づき、文化芸術の振興を図り、もって心豊かな市民生活の向上及び文化の薫り高いまちづくりに寄与するため、新たな文化創造及び市民交流の場として、宝塚市立文化芸術センターを設置する。			
主な実施事業		(1) 造形芸術を始めとする文化芸術事業の実施に関すること。 (2) 市民の文化芸術活動の支援に関すること。 (3) 造形芸術を始めとする文化芸術活動のため、施設をその利用に供すること。 (4) 文化芸術を通じた関連分野における施策と連携した事業の実施及び市民交流の場の提供に関すること。 (5) 文化芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業の実施に関すること。			

2 利用状況(目標と実績)

成果指標	単位	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
a 来場者数	人	400,000	787,714	400,000	628,985	400,000	627,147	700,000	570,907
b 有料展覧会等入場者数	人	10,164	5,771	10,200	11,102	12,540	8,841	15,000	16,287
c 事業参加者数	人	-	52,898	-	63,558	-	44,906	-	27,474
d 施設稼働率	%	-	52.2	-	52.8	-	56.8	-	45.7
e パートナー会員数	人	2,436	418	800	420	320	247	1,300	995

3 指定管理業務にかかる収支状況

(単位:千円)

区 分		令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算	令和7年度決算
収入計	A	156,690	153,188	152,041	150,536
指定管理料		118,000	118,000	118,000	111,291
利用料収入	C	21,808	26,928	22,760	20,721
自主事業収入		14,819	7,427	11,281	7,622
その他		2,063	833	0	10,902
支出計	B	159,523	149,979	152,517	152,637
指定事業費		142,129	141,380	141,279	143,902
内、人件費	D	55,050	55,401	55,760	56,037
内、再委託料	E	21,541	21,541	21,541	39,653
自主事業費		17,394	8,599	11,238	8,735
事業収支	A-B	(2,833)	3,209	(476)	(2,101)
利用料金比率	C/A	13.9 %	17.6 %	15.0 %	13.8 %
人件費率	D/B	34.5 %	36.9 %	36.6 %	36.7 %
再委託費比率	E/B	13.5 %	14.4 %	14.1 %	26.0 %

・「支出」欄「指定事業費」は、代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。

・着色セルは、自動計算としている。

・事業費は、前年度以前の決算を記載する。

補足説明	パートナー会員数の目標について、令和7年3月末の(公財)宝塚市文化財団の友の会会員数が「942人」で、現状から300人程度増加することを目標とし1,300人とした。 令和7年度からの決算について、消費税の会計処理は税抜方式を採用 収支状況のその他収入は、展覧会開催に係る協賛金収入など
------	--

4 評価

注) 自己評価・・・指定管理者 所管評価・・・施設所管課

評価項目		評価基準	自己評価	所管評価	
①サービスの履行の確認	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	B	A	
		必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	A	A	
		事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	A	A	
	外部委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	A	A	
		外部委託業者に対して協定書等を遵守させている。	A	A	
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A	
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令等を遵守している。	A	A	
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	A	
	情報公開	情報公開に関する法令等に準じた運用を行っている。	A	A	
		協定書に従い、情報を適切に管理し、公表している。	A	A	
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	A	A	
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A	A	
連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	A	A		
	市、関係団体等との連絡調整を適切に行っている。	A	A		
緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	A	A		
	緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	A	A		
	緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行った。	A	A		
財務状況	団体の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A		
《 総 括 》		「業務の実施体制」に関する評価 【標準18項目／本施設 項目】	A	A	
②サービスの質の評価	施設管理	協定書に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A	
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	A	
	利用者対応	利用許可、案内等を迅速かつ適切に行っている。	A	A	
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	A	A	
		言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A	
	事業運営	事業計画に即し、受託事業を実施している。	A	A	
		施設の目的に添った自主事業を実施している。	A	A	
		事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	A	A	
	維持管理	仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。	A	A	
		仕様書等に従い、施設や設備の保守管理を行っている。	A	A	
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	A	A	
	環境配慮	協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	A	
		省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A	
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	B	B	
	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	A	A	
要望、苦情等を整理し、遅滞なく市に報告している。		A	A		
利用者アンケート等		利用者アンケート調査等を実施し、その結果が妥当である。	A	A	
利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	B	B		
《 総 括 》		「業務の内容・水準」に関する評価 【標準18項目／本施設 項目】	A	A	
③安定性	経理事務	専用の口座、帳簿等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A	
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A	
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A	
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	B	
	《 総 括 》		「経費の収支等」に関する評価 【標準4項目／本施設 項目】	A	A
指定管理者所見 (成果、課題、今後の改善点等)		企画展やワークショップ、庭園を生かした自然体験などを開催するとともに、周辺施設や地域団体、学校とも連携し、施設の特色や地域の歴史を生かした多彩な事業を展開した。これらの取組により、幅広い層に向けた文化芸術に親しむ機会を提供できたほか、市民が積極的にボランティアとして参加できる機会を作った。また、施設が開館から5年が経過し、新たな指定管理者として、初年度には、今後の円滑な施設運営の基盤づくりに取り組んだ。具体的には、施設の劣化診断の実施や、年間を通じた庭園の植栽・土壌状態の把握を行った。また、前指定管理者の施設運営時から継続協議されていた周辺道路の落着き問題にも適切に対応した。一方で、会員獲得や情報発信のさらなる工夫などに課題が残った。今後は、効果的な情報発信や広報手段の改善を図るとともに、より魅力的な事業を順次展開し、会員増に努める。また、地域との連携をさらに強化し、施設の効用を発揮できるよう工夫していく。設備面においても、施設の計画的な修繕・保全を進め、安全・安心に施設を利用してもらえるよう安定的な運営に努めていく。			
施設所管課所見 (成果、課題、今後の改善点等)		指定期間の初年度にもかかわらず、開館以来初めて企画展示の入場者が目標を達成することができ、長年の課題であった市民サポーターも大幅に増加していることは大きな成果である。しかしながら、前指定管理者が達成していた施設稼働率や来場者数が達成できず、パートナー会員数も引き続き達成できていないことは今後の課題である。指定期間内での達成のために事業計画の見直しが必要である。			
前年評価		A		総合評価	A

※評価区分

評価基準:	S	=	協定書等の水準を大きく上回っており、優良である。
	A	=	協定書等の水準を満たしており、良好である。
	B	=	協定書等の水準を満たしているが、一部改善が望ましい。
	C	=	協定書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。
《総括》:	S	=	評価基準が全てA以上であり、かつSが過半数である。
	A	=	評価基準のうちBが3割未満で、Cがない。
	B	=	S、A、C以外
	C	=	評価基準にCが1つでも含まれる。
総合評価:	S	=	自己評価、所管評価の《総括》にB・Cが含まれず、かつSが過半数である。
	A	=	自己評価、所管評価の《総括》にCが含まれず、Bが2つ以下である。
	B	=	S、A、C以外
	C	=	自己評価、所管評価の《総括》にCが2つ以上含まれる。